



学校だより

ソウルの風

令和2年3月号

ソウル日本人学校

文責 小山 一成

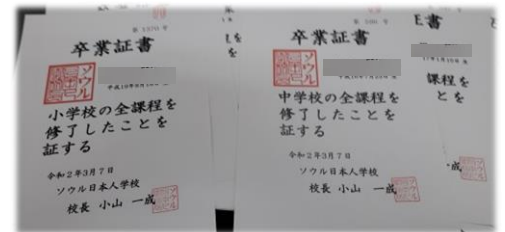
ご卒業・ご進級、おめでとうございます。

そして、令和元年度、1年間、ありがとうございました

平成から令和に元号の変わった今年度をこのような形で終わりを迎えるということをだれが予想したでしょうか。年末に中国武漢で原因不明の肺炎が発生したというニュースから数か月で韓国や日本を含め多くの国々に急速に感染拡大してしまった新型コロナウイルスの脅威に学校はもちろん社会全体がさらされています。そして、今、学校も企業も政府もすべての機関が、すべての家庭や個人が全力で感染を阻止するための対応に立ち向かっています。

ソウル日本人学校も韓国国内の学校の対応や韓国教育省、ソウル教育庁からの要請と学校運営委員会や在大韓民国日本国大使館の助言に基づいて、「児童生徒の安全、感染防止」を第一に考え2月26日（水）より今回の臨時休校に踏み切りました。

学年末の臨時休校による諸々の教育活動の中止は、これまで私たち教職員も経験したことの無い事態となりました。卒業学年の子どもたちにとっては晴れの卒業式の中止は、言葉に表し切れない悲しみと悔しさと寂しさであると思います。卒業証書を準備しながら、それを一人一人に手渡せないことが残念でなりません。



中学部の階段に掲示された後輩たちが作った見事なモザイクアート、小学部の掲示板には6年生の活躍ぶりを表した写真でかたどった「ありがとう」のメッセージ、在校生たちも大好きな先輩たちの門出を祝う準備に取り組んできました。卒業を祝うこうした子どもたちの思いが伝わってきます。

保護者の皆様には、今回の臨時休校という突然の対応で大変ご迷惑とご心配をおかけしました。とりわけ卒業生の保護者の皆様には我が子の晴れの姿をお見せできないこの苦渋の判断をせざるを得ないこの状況にご理解ご協力いただき、心より感謝申し上げます。

ある卒業生の親御さんから、「残念ですが、仕方ないです。3年後、6年生の我が子が最後の中3の卒業式を迎えるときに、(ここソウルに)連れてきたいと思います。」とコメントを下さいました。私たち教職員もこの事態が早く終息し、い

つもの日常生活が戻り新学期が始まるときに笑顔で子どもたちを迎えることができるよう、万全の準備を進めてまいります。4月から小学校では新学習指導要領の完全実施、中学校では最後の移行措置期間となります。小学3、4年生で週1時間の外国語活動、小5、6年生は週2時間の外国語が始まります。道徳も本校では一昨年度から先行実施で取り組んできた教科としての「特別の教科 道徳」が正式にスタートします。

また、今年度、整備したコンピュータ室を利用しての情報教育やパソコン、タブレットを取り入れた学習なども今後、さらに推進されていきます。

これからも本校の子どもたちに確かな学力をはぐくみ、自信と希望に満ちた学校生活を送れるよう、教職員一同、家庭と多くの方々に支えられた子どもたちの思いを大切に、教育活動を進めてまいりたいと思います。この一年、保護者の皆様には、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。



令和元年度、この3月にここソウルでの委嘱期間を終え、8名の文科省派遣教員が帰国します。
 離任式での子どもたちへのお別れの挨拶もできませんでしたが保護者の皆様には大変、お世話になりました。
 また、この3月で幼稚部の二人の教諭も本園を退職することになりました。
 幼稚部の保護者の皆様にも、大変、お世話になりました。
 スクールカウンセラーも2月で勤務が終了し、退職になりました。



4月の主な学校行事

4月授業日数(新生児13日, 他学年14日)	
日 曜	行 事
1 水	学年始め休業(～12日)
12 日	
13 月	着任式・1学期始業式
14 火	第49回入園式・入学式
15 水	国会議員選挙
16 木	バス委員会 身体測定(小456年) 学力テスト(中)
17 金	専科授業開始 身体測定(幼)

※始業式や入学式が延期される場合は、学校ホームページに掲載し、家庭連絡網で変更内容を連絡いたします。

今月の在籍数			
学 部	3月2日	帰国	3月31日
幼稚部	60	8	52
小学部	227	44	183
中学部	61	26	35
全 校	348	78	270

日本へ本帰国、一時帰国される皆様へ

現在、日本国内でもコロナウイルスの感染拡大が続いています。帰国された時にも十分に体調管理をして感染予防をしてください。文科省が各地の教育委員会へ通知している韓国からの転入児童生徒の対応は次の通りです。

<中国又は韓国から帰国した児童生徒等の保健管理>

- (1) 中国(香港, マカオを含む。以下同じ。)又は韓国のうち流行地域(※1)から帰国した幼児・児童・生徒・学生(以下「児童生徒等」という。)については、次の場合分けに従って対応すること。
 (※1) 流行地域とは、中国湖北省及び浙江省並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡をいう。
 以下同じ。

(中略)

- B) 中国又は韓国(流行地域を除く。)から帰国し、流行地域在住の方と接触がない児童生徒等
 - ① 帰国日から2週間以内に症状がある児童生徒等
 他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに近くの医療機関を受診していただくとともに、受診結果を本人又は保護者から聴取の上、必要に応じ、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。
 - ② 現に症状がない児童生徒等
 特に帰国後2週間は、本人又は保護者との連絡を密にし、厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、上記①の対応とする。

